

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和3年3月18日(木)
- 2 開会日時及び場所
令和3年3月18日(木) 午後3時00分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和3年3月18日(木) 午後4時13分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (4番)山縣 洋
(5番)木原 伸二 (6番)倉重 俊則 (7番)小山 巽 (8番)田村 正信
(9番)光井 憲治 (10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成
(13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭
(17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
” 事務局次長	伊藤 浩二
” 書記	益富 綾佳
” 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

て

議案第18号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

報告第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第16号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第17号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第18号 農地法施行規則該当転用届について

報告第19号 現況証明書の発行について

報告第20号 時効取得の届出について

報告第21号 届出取消申請について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

2番 石川 眞平委員

3番 中山 博祐委員

午後3時00分開会

○事務局 皆様、こんにちは。ただいまから令和3年3月の月例総会を開催いたします。

本日全ての委員が御出席ですので、農業委員会会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長から御挨拶をいただいた後、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。気候もだいぶ春らしくなりました。桜の開花ももうそろそろだと思います。下関はもう既に開花したみたいで、例年よりだいぶ早いということらしいです。そろそろ水稻の春作業も始まるうとして、これから皆さんもお忙しいときを迎えられることなのでしょうけれども、水稻に関しましては2年連続作況指数が落ち込んでおります。今年こそはいい状況であることを祈るばかりでございます。

本日は、令和2年度最後の月例総会でございます。1年間、皆さんの御協力に感謝申し上げますとともに、最後の本日、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員さんは、2番の石川眞平委員さん、3番の中山委員さんでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、議案審議に入りたいというふうに思います。

議案第13号の1、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第13号について御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第13号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は1件になります。目的については、所有権の移転が1件、譲渡理由については耕作困難で、譲受理由は耕作規模拡大となります。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案第13号の1は、所有権移転の申請となります。現地確認とヒアリングを3月9日に行いましたので、報告いたします。

現地は、-----にあります。
-----にあります。

こちらの農地の現況なんですけれども、譲渡人の-----今、耕作されている状態で、現在も耕作きれいにされております。ただし、-----、ちょっと耕作が厳しくなってきたということで、今回、-----からそういう話があって、譲り渡そうということになったとのことです。

譲受人の-----なんですけれども、-----ということで、昨年も隣接した土地を農地転用で取得されて、そちらのほうもきっちり管理されておまして、このたびも自宅の隣で土地もさほど広くないので、きっちりされるのではないかと考えております。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移譲の制限に関する事項について、説明いたします。

まず、第1号の全部効率要件ですが、先ほど申しましたとおり自宅に隣接しており、隣に-----も住まれておって、みなで野菜を作っていくということでしたので、十分耕作できるかと思っております。

2号の農地適格法人以外の法人及び3号の信託要件については該当いたしません。

4号農作業従事要件、5号の下限面積要件、6号の転貸禁止要件も問題ございません。

7号の地域調和要件ですが、こちらも-----住んでおられないということと、もともと隣接しておりますので問題ないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、13号の1番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第14号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。

議案書は2ページ、資料は3ページからとなります。

議案第14号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は4件で、転用目的は農家住宅敷地拡張が1件、進入路拡幅が1件、農業用倉庫、農作業場が1件、進入路拡幅及び水路管理地が1件になります。

受付番号1は、農家住宅敷地拡張です。資料は3ページからになります。農地の種別は、集団農地面積63.6haの農地で、防府市役所牟礼出張所から395mに位置し、規則第45条第2号に該当する第2種農地となります。

受付番号2は、進入路拡幅です。資料は9ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.0036haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地になります。

受付番号3は、農業用倉庫、農作業場です。資料は15ページからになります。農地の種別は、集団農地面積79.3haの農地で、施行令第5条第1号に該当する農地で第1種農地ですが、施行令第4条第1項第2号イ農業用施設の設置による許可申請案件になります。

受付番号4は、進入路拡幅及び水路管理地です。資料は21ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地となります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第14号の1番は、――の農家住宅敷地拡張の申請でございます。現地確認を3月12日10時20分頃ですか、市事務局2名と石川小委員長さんと私の4名でいたしました。

そして、13日に――へのヒアリングを電話でいたしました。その報告をいたします。

資料の3ページから8ページまででございます。場所は――くらいのところで。前の道は――へと続く――のそのすぐそばでございます。

申請地は既に埋め立てられておりました。理由を聞きますと、農家住宅で埋め立てて、家をつくるときに少し平米が超えていたので畑地として残していたという、それが理由だそうで、その後、果樹を植えたりとかいろいろ、畑とかしてたんですけど、思うようにできず、今回通路として使えるよう申請されたそうです。始末書も出されておまして、申し訳ありませんでしたとのことです。

皆様方の御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

す。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番は可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第14号の2は、——が所有する農地を自宅への進入路を広げるために転用をしたいとする案件です。

3月11日に事務局と田村委員さんとで現地確認をして、——にお話を聞きました。場所は——のすぐそばにあります。これまでも何回かに分けて許可をとり広げてきましたが、最近の農機具や車両などの大型化に伴い、この際僅かに残った農地を全て転用して、スムーズに侵入できるようにしたいということです。

転用の目的もはっきりしていますし、確実性もありますので特に問題はないと判断をいたしました。

皆さんの御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安悦子です。議案第14号の3は、御自分の農業用倉庫、作業場の隣接する農地を規模拡大のため、新規に農業用倉庫、農作業場の建設を目的として転用したいという案件です。

現地確認を3月10日水曜日、15時30分に事務局のお二人と、石田さん、私の4人で行ってまいりました。その結果について御報告いたします。

現地は、お手元の資料16ページのとおりですが、——から——、——行けば——です、のところにあります。

申請人にお話を聞いたところ、既存の倉庫では手狭になってきて、自己所有の隣接する農地を農転して新規農業用倉庫を建設したいということで、この申請が上がってきました。資料の15ページにあるように、この農地区分は第1種農地で、集団農地面積79.3ha、施行で第5条第1号に該当する農地です。許可該当法令第4条第1項第2号イ農業用施設で他に代わる農地はありません。

申請地は御自分の農業用倉庫、作業場の隣接地であり、農作業場としてほかには目的を達成できないと思われます。一般基準ですが、はちみつの売上げが好調であり、採取、加工、瓶詰が既存の倉庫では手狭になってきたため拡大が必要であり、作業スペースから見て適当であり、周辺の営農への支障も考えられないことから、許可基準を満たしていると思われます。

皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。3番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 引き続き、13番、熊安悦子です。議案第14号の4は、—————所有の雑種地の道幅が狭く、車両が通れるためには自宅への進路を広げることが必要である。それと水路の維持管理のための作業場を確保したいとの案件です。

現地確認を3月10日、16時に事務局お二人と石田さんと私の4人で行いました。その後、17日に—————に直接お会いして、ヒアリングをいたしました。この結果について、御報告いたします。

現地は、お手元の資料21ページと22ページにあり、—————の—————山際にあります。申請によると、自宅への進入路が狭く、自己所有の田を使い、車両が通れるように拡大すると、水路の維持管理のための作業場を確保し、他の一部を転用したいということで、この申請が上がってきました。

資料の21ページにあるように、この農地区分は第2種農地です。集団農地面積0.1ha、いずれの法令にも該当しない農地です。周辺の他の農地では目的を達成することができない場合、許可となります。申請地は自分の田の一部であり、他では目的を達成できません。

次に一般基準ですが、自宅所有の田の一部を道幅拡大と水路維持管理のための作業場の確保として適当であり、周辺の営農への支障も考えられないことから、許可基準を満たしていると思われます。

皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

す。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第15号、件数が多いものですので、なるべく簡潔に御報告をいただきたいというふうに思います。

それでは事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書は3ページ、資料は27ページからとなります。

議案第15号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は7件です。この7件の転用目的の内訳ですが、共同住宅が1件、太陽光発電設備が2件、建売住宅が2件、農家住宅敷地拡張が1件、資材置場敷地拡張が1件になります。

受付番号1は、共同住宅です。資料は27ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号2は、太陽光発電設備です。資料は33ページからになります。農地の種別は、集団農地面積4.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号3も、太陽光発電設備です。資料は39ページからとなります。農地の種別は、集団農地面積4.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号4は、建売住宅です。資料は45ページからとなります。農地の種別は集団農地面積63.6haの農地で、防府市役所の牟礼出張所から約370から440mに位置し、規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地になります。開発許可申請準備中です。

受付番号5は、農家住宅敷地拡張です。資料は53ページからとなります。農地の種別は、集団農地面積42.1haの農地で、施行令第12条第1号に該当する農地で、第1種農地ですが、施行規則第35条第5号(敷地拡張)での許可申請案件になります。農用地区域除外手続中になります。

受付番号6は、資材置場敷地拡張です。資料は59ページからになります。農地の種別は、集団農地面積4.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地になります。

受付番号7は、建売住宅です。資料は65ページからとなります。農地の種別は、集団農地面積5.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地になります。開発許可申請準備中です。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安です。議案第15号の1は、―――、先ほど14号の4番でした

か、———の家の前の入り口の拡大、道の拡大がありました。それに引き続き、———の農地を———が譲り受けて、共同住宅1棟を建築するために所有権の移転をしたいという申請です。

現地確認を3月10日水曜日14時10分、事務局お二人と石田さんと私の4人で行いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、先ほどの———の所有の土地ですが、その27ページにグリーンで囲んであるその奥に、———てありますが、これはもう———。———がおっしゃってました。———。———にあります。譲渡人は———で、譲受人は———です。

———、———に譲り渡され、———その田に共同住宅（開発許可申請準備中）1棟を建てるための申請です。

次に、この案件に関わる農地法の許可基準について御説明します。資料の27ページにあるように、この農地区分は第2種農地集団面積で0.1ha、いずれの法令にも該当しない農地で、開発許可申請準備中です。ほかに代わる土地がなく、計画面積の妥当性など転用の確実性もあり、周辺の農地などに関わる営農条件の支障ありません。

以上、許可基準に該当すると判断いたします。皆様の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。1番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第15号の2は、———の農地を———が譲り受け、太陽光発電施設を作りたいという申請です。

現地を3月12日、中山委員さんと事務局2名と一緒に確認を行いました。それから、ヒアリングを3月14日に———と、それから3月16日に———と行いましたので、その結果を報告いたします。

現地は、———にあります。この農地は条件が非常に悪く、行ったときもびっくりしたんですが、この農地にトラクターを入れるためにはバックでないと入れないという。その上、これ緑色で囲んでありますが、これが3段に分かれています。そういう条件が悪いところで、長年も耕作はしていないということです。それから、———はいらっしゃるんです

が、———いますが、農業をする気は全くないようで、手伝ってくれることもないということでした。家の横に1反程度、田んぼを植えられているんですが、これは残して今後も耕作を続けていくということです。

それから、———については、この地域で———施設を所有されています。事業拡大を図っているということで、ここは最適だということでした。それから、工事については遅くとも年内には着工したいということですし、雑草対策については特に特別なことはしません、定期的に草刈りをする予定です。周りの水路、それから農道についても草刈りは行いますという約束をいただいております。

それから今、申しましたように条件が悪いところで、周りにも耕作をされているところはありませんので、周辺農地への影響も少ないと思います。

皆様の御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。2番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第15号の3は、———の農地を———が譲り受けて、太陽光発電を建設したいという申請です。

3月12日に中山委員さんと事務局2名と一緒に現地確認を行いました。それから、3月14日に——と、16日に——とヒアリングを行いましたので、その結果を報告いたします。

現地は、———から———程度行った———にあります。先ほどの———ぐらいになると思うんですが、にあります。それで、譲渡人の———なんですが、これでほとんど、あと———ぐらい残って、そこは条件が悪すぎて誰も引き取ってくれんとはおっしゃっていましたが、ずっとこれで———、———ぐらいと思うんですが、手放されておりまして、これが最後ということです。これで、耕作はもう長年されておりませんので、———が、———ではありません。数年前から離農を考え、譲る相手を探してということで、今回、この———に譲るということにされたようです。

———については、先ほども申しましたが、この地域でもう既に———施設を持っていて、事業拡張を図っていますので、ここでも発電を行いたいということです。工事でも年内には着工したいということですし、雑草対策については定期的に草刈りをしますということです。周辺に多少家

がありますので、周辺への説明は必ずしていただくようお願いをします。それから、周辺の農道、水路については定期的に草刈りをしていくということで、お約束をいただいております。周辺の農業に対する影響については、特にないと思われま

す。皆様の審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

それでは、私のほうから1つ。今の説明で、————、この地区でだいぶ実績があるというお話でしたけれども、既存のやつでトラブルなんかが一つもないというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○2番 実は1か所。大変、会長さんは御存じだと思いますけど、揉めた案件があるのはありますが、何とか解決ができたというか、苦情を申し立てられたほうが諦められたという形で、それ以外では大きな苦情はないですし、管理はきちっとされています。

○藤井会長 分かりました。ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第15号の4番は、——と——の農地を————が譲り受けて、建売住宅を作るための所有権転用の申請でございます。

現地確認を3月12日、10時半頃、事務局2名と石川小委員長さんと私の4名でいたしました。——、——へのヒアリングは3月15日、電話でしました。その報告をいたします。

資料の45ページから52ページになります。現地は、先ほども出てきましたが、第4条で出てまいりましたが、————ぐらいのところ。先ほどの14号の1のすぐ隣の農地になります。45ページの1、2申請地です。13日に——にお話を聞きましたので、その報告をいたします。

——まで耕作し、その後、草刈りなどし、管理はされていましたが、維持ができなくなり、今回話が出たので売ることになったところが、——と——は既に真砂が敷かれておりまして埋め立てられています。また、第4条の1の7ページですか、そこ見てもらうと分かるのですが、埋め立てられているところにカーポートが既に作られておりまして、屋根が頑丈な屋根が作られているわけなんですけど、それは撤去されるということです。

それから、また法的なことも全く知らずに埋め立ててしまって、申しわけありませんでしたとい

うことで始末書を出されております。

それからもう一件、——の田んぼの件ですけど、それは——の宅地のすぐ裏側です。13日に——とお話することができました。長い間、草刈りを続けて保全管理をしてこられたそうですけれども、——も腰を痛められてできなくなられたそうで、最近は草がよく立っております。このたび、——から一緒に売りませんかと誘いがあり、田として残っても道がなくて困るので、一緒に売ることに決められたとのことでした。

3月15日に代理人の——、そして——にも電話でお話を聞き、くれぐれも周辺の農地や近所の方々に迷惑のかからないよう、事業計画書、それから防除計画書どおりに進めてくださいということをお願いしました。

農地は45ページにありますように、第2種農地です。地元委員といたしましては、仕事のしやすいこんな立派な農地を宅地にされるのは本当に辛いのですが、——は最近、——から聞きました。残念ですが、それぞれの事情があり、いたし方のないことなのかなと思わせていただきました。

皆様方の御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○3番 3番、中山です。池田さん、ちょっと質問なんですけれども、この——の2か所に囲まれた——の農地というのは、今どんな状態でしょう。

○1番 私も何回もあそこを見ています。水田です。耕作してらっしゃいます。それでそのあたりもきちんと、——が、これ載っていますけど、——という方が——をしてらっしゃいます。その方の一応了解を得ていらっしゃいますので。ということです。

○3番 分かりました。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、農業委員の池田です。議案第15号の5は、——の土地を——が譲り受けて、農家住宅敷地を拡張し転用したいとの申請です。

3月11日に事務局2名と横木委員と私の4人で現地確認をしました。その後、私が譲渡人の——、譲受人の——から聞き取り調査を実施いたしました。その結果について、御報告をいた

します。

現地は、手元資料の54ページのとおりですが、———というところから———ですか、———にあります。事業計画書では、農家住宅の敷地を拡張したいとのが記載されていますが、現地では既に今、敷地が拡張しており、追認する形で承認することになるかと思えます。———のお話では、いつ頃拡張したかは分からないけれども、———は経過しているだろうとのことでした。当該地域では———整備事業を進められており、農地の再測量が行われています。このため、農地の一部が宅地化されているとのケースが出ております。

資料の55ページの図面のとおり、———の農地の一部を———、僅かな土地ですが、現況、田中さんが宅地になっているという状況でございました。このため、双方合意の上、———の農地の農地を———の部分、一部宅地部分を分筆し、第5条申請されたのでございます。資料の53ページにありますように、この農地区分は第1種農地です。原則不許可ですが、施行規則第35条第5号の規定による申請です。

次に一般基準ですが、雨水は———農地に排出されることから、営農に支障も考えられず、許可基準を満たしていると考えられます。地元委員としては、本来なら事前に承認をとることが必要なところ、このたびは事後承認の形になりますが、承認してよいと判断いたしました。申請が事後になったことについては、始末書も提出されています。

皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。5番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番の石田です。本案件ですが、———にある———、それと———がお持ちの農地を———が取得し、資材置場の敷地拡張をしようとしているものでございます。

3月10日に事務局、会長と一緒に現地確認をしております。———のほうについては、———にいらっしゃって、今までこの———のほうに管理とかをお願いされていたということで、———にお話を伺ってくださいとのことだったんで、伺いました。現地確認に行ったところ、去年までは稲が植えられた形跡があって、———の話聞いたところ、———という方が去年までは耕作してくれていたんですけど、将来的に自分の家ではもう耕作することもできないということで、なんとか処分をできないかということを考えていたようで、ちょうど隣の敷地を———が先

日、同じ——から購入して、今、敷地埋め立てている最中だったのでお話をし、買ってもらったことになりました。

現地見たところ、62ページ、説明資料の62ページのほうの上から2番目に隣接地を資材置き場として利用しているが手狭になっているというふうに書いてあるんですけど、会長と一緒に確認に行ったときに見たら、まだ埋め立ては行われていたんですけど、まだ使われている状態ではなくて、——に確認したところ、今、業務拡張によって、現在埋め立てているところだけでは手狭になると考えていたところ、ちょうどそういうお話があったので取得させてもらうことにしましたことでした。地元委員としては、また田んぼが減るのでちょっと悲しいなという気持ちはありますが、将来的にそういうような見込みもないということで、いたし方ないかなと思っております。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。6番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。議案第15号の7について説明します。資料は65ページをお願いいたします。場所は——の——にあります。また、——の——の近くで本件は、——の農地、——を——が取得しまして、22軒の建売住宅を建設し、分譲しようとするものです。なお、この67ページにちょっと緑で表示がされていますけども、一部抜けておりまして、この最初に上がっている——という方の田んぼが、これが水路拡張するということで——がお買いになる、ちょっと緑の線が入っておりませんが、その一部が今回の申請議案でございます。

現地調査は3月11日、木原委員と事務局の方と行いました。周辺は住宅地域となっております、当該の周辺の農地の大半は耕作されておられません。この今回の申請事案についても、ちょうど真ん中になります、申請地と書いてある——が作っておられるという話は聞いておりましたが、ここは道もなくて困っておったんだというお話がございまして、今回、——のお話に乗ったということでございます。ほかの方は皆、田んぼは作っておられません。

今回、道路に面してすぐ——ですか、——というところが白地になっている。これは、本

人が売られないということでこういうことになっておるようですけども、実はちょっとお話を聞いておりますと、必ずしも売られないということではないようであります。——が——おられるんだそうですが、—————ということで、将来的には相続してくれるのがないという等々、加えて今、現在は公社のほうで掘り起こしと保全管理を頼んでおられるということですけども、現在、———というのを開いておられて、その収入があるからそういったこともできるということですが、かなり御高齢でございますんで、いずれは売らんやいけんのかねというようなお話をされておりました。

このほかにも、———という———ですね、この方もなんか売ることについては積極的でありまして、売りたいということをおっしゃっているというふう聞いています。———も、この22軒の分譲地が建売が売れば、さらに拡大していきたいというふうなお話もされていますんで、またこの計画が具体化すれば、さらに売ればということですので、その辺の状況を見て、———にも話はしてあげたらというふうには思っております。現状はこういう状況でございます。

一応問題となるのは排水じゃないかということで、農地事務所のほうに聞きましたところ、道路に面して黒い色がついているのが市の道路ですけども、ここに側溝というか、70cm幅の水路がありまして、こちらのほうには22のうちの11戸の排水をこちらに流すということでございます。残りの11戸については、先ほど申し上げた———のほうの、田んぼのほうの、これ道って書いてありますが、これを水路として広げていく、50cmの水路を作るということで、基地のほうに向かって排水を流していくということで、なんとか大丈夫かなという感じはしております。

ただ、耕作しておられる方が、———、これ———に当たりますが、この方は耕作をしておられます。———を———が同居しておられて、その———と———で耕作していると。今後も耕作するということをおっしゃってまして、廃止については若干、不安を持っておられるようですけど、一応御自身の水路は申請するというとしますので、様子を見るしかないなというようなことをおっしゃっておりました。

あとは農地法の許可基準については、農地の種別は第2種農地でございます。65ページに出ておりますけども、いずれの法令にも該当しない農地に当たりますので、問題はなかろうと思えます。

また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断します。

皆さんの御審議をよろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。どうぞ。

○2番 2番、石川です。———というのがありますが、これたしか新規就農者だったと思うんで

すが、特に影響はありませんか。ハウスをやっちゃってと思うんです。

○7番 ここについては、ほんの一部をお買いになることで、——がお買いになることで、特に問題はなかろうかと思います。もう少し、——ですか、それと——の——の土地について、分割されるということで、これは——がお買いになるというようなことで話がついているというふうに聞いております。

○藤井会長 よろしいですか。

——のハウスはこれ、どこに建ってるんですかいね、——ですか。地理的に分らんけど、どこにあるかね、あれ。特にハウスに影響はないんね。

○事務局 すいません、事務局。ハウスが建っているのは——になろうかと。

○藤井会長 —か、はい。

○7番 ここはどう言いますか、木が、植木というか直接ハウスとは関係ありません。

○藤井会長 分かりました。ありがとうございました。ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。7番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第16号、17号を一括上程させていただきたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明させていただきます。

議案書6ページから内容を記載しておりますので、御覧ください。

議案第16号につきましては、令和3年3月26日公告予定の利用権設定の申請が、20件提出されております。農地の集積面積は9万9,209m²でございます。

内容としましては、賃貸借権の設定が2件、使用貸借権の設定が18件で、新規15件、更新1件、再設定7件となっております。計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第17号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について御説明させていただきます。

議案書の10ページから内容を記載しておりますので、御覧ください。

議案第17号につきましては、県で公告予定の利用権設定が7件でございます。内容といたしま

して、議案第16号の番号14番から20番までについて、公社から貸付けを行うものです。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見を伺うとともに地元委員さんとして説明が必要だと思われる案件がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。どうぞ。

○12番 10ページで、公社から引き受けられた——なんですけど、今回、——とか——とかがあるんですけど、もうあれですか、今まで——と——がメインだったと思うんですけど、川越えて——のほうとかにも最近、作ってくださるのかなと思って、——とか、結構離れていると思うんですけど、どの辺まで今、いかれているのか、少し御存じだったら聞いて、教えていただければと思って。

○藤井会長 僕もそこまでは知りませんが、石田委員のほうがよく詳しいんじゃないんですか。どなたか小野の委員さんに御存じの方がいらっしゃれば。はい、お願いします。

○11番 今、——がちょっと増やしておられますけど、地元やっぱり基盤整備で、今年の秋口ですか、工事に入るといことでだいぶ作れなくなるところが出てくるというふうにお聞きしております。それで、——は今、ほかの方が作っておられたんですけど、認定農業者に。それはそこがあるよということで、そちらを作ってほしいということで、双方の了解で今、こちらのほうやっておられるようです。増やすのは増やしておられるということですけど、今、基盤整備で少し減っているから、そういうあれもあるということです。

○藤井会長 はい、どうもありがとうございます。

○11番 それと橋ができましたんで、たいぶ行きやすいというようなことも言っておられました。

○藤井会長 ——の基盤整備のほうでも、——がこうやって休みの時に影響を受けるというんで、なるべく半分半分に圃場整備して、残りのほうに——に支障がないようにするという考えは持っておられたんですけど、それだけでは不十分なんでしょうから、今回はこういったこともよろしいんじゃないかと思います。最初、——もこれが収入保険の対象になるぐらいのつもりでおられたみたいで、基盤整備中休むと。さすがにそれはなりませんので。

ほかに何かございませんか。どうぞ。

○3番 7ページの9番と10番で台道の方なんですけれども、賃料が反2万円てちょっと僕からしたら結構だなと思って、一体どういった方なのか御存じな方、おられましたらお願いいたします。

○藤井会長 7ページの。原田さん御存じないですか。

○16番 私は知らないですね。

○事務局 新規就農される方です。先だって。

○藤井会長 レザーファンの方ですね。

○事務局 ——が、——だったかな。

○藤井会長 じゃあ、これはハウス込みのリース料ということですか。どうなんでしょう。

○事務局　ちょっとその辺の内訳は私は存じません。多分、ハウス込みじゃないかとは思われます。空いたハウスを借りてやっていくというふうなお話、何かそういう計画をお持ちだったと思います。

○藤井会長　その辺になると、ハウスは農協へのリースですよね。ちょっとその辺は確認しておきます。また、御報告いたしますので、ちょっと時間ください。
ほかに何かございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　それでは御意見がないようですので、採決に入らせていただきます。議案第16号と17号、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第16号、17号、可決、承認いたします。

続きまして、議案第18号、事務局説明をお願いします。

○事務局　議案第18号農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、別冊で御用意しております。この指針は、農業委員会等に関する法律により農地等の利用の最適化の推進が、農業委員会の最も重要な必須事務として位置付けられ、遊休農地の発生防止、解消、担い手への農地利用の集積集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいくため、法律第7条第1項の規定に基づき農業委員と農地利用最適化推進員が連携し、担当地区ごとの活動を通じて、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくようにということで、令和5年度を目標年度に防府市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を、平成30年3月に作成したものを3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の再選期に併せて検証見直しを行ったものでございます。

具体的な数値目標については、遊休農地の割合は令和元年度末で1.5%となっているところ、令和5年度末には1.1%に、担い手への農地利用集積目標は令和5年度末で35.1%となっているところ、令和5年度末には70%とすることとなっております。2月の月例総会に合わせて農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様へ、この指針に対する、案に対する御意見の提出をお願いいたしましたところ、意見等の御提出はございませんでしたので、本日、原案のとおり議案として提出しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長　それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○12番　12番の石田です。1ページ目のこのBの、今さら聞くのもなんなんですけどいってなくて、遊休農地の面積というのは、農地調査で赤になったような、ああいうところの面積ですか。それとも作付していないところ全部、これ含まれているということですか。

○事務局 これはいわゆる緑、1号遊休農地でございます。

○藤井会長 ほかにございませんか。どうぞ。

○11番 農地利用の集積、これ目標ですからいいと思いますけど、35%から農林振興課のほうもそうですけど、同じで70%になっているんですよ。これ平成5年度まで70%、一方でこの意見書の利用に家族的な中小経営の権限も結構多いということで、私のほうの地域では、これかなり厳しい数字だなあ、まあいいと思いますけど、ちょっと厳しいんじゃないかなという気はしています。国がもう80%買われていますから、そういう方向にあるんでしょうけど、ちょっと高い数字今までかなり集積は進んでいると思うんです。これからはちょっと少しずつ、急激にはいかないんじゃないかというふうな気はちょっとしてますけど。

○藤井会長 おっしゃるとおりでございます。特に山口県を含む中山間地をいっぱい抱えるところは、中国地方なんかは特に、この数字なんかどこの県もそうですけど、到底実現不可能な数字ですので、一応県とかの目標が、国が80ですから、集積、全国的にみると今50何%とかかなりのところをいつている状況ですけれども、山口県特に中山間地域の多い中国地方はとても整えるの無理でしょうから、もっと具体的な、実現可能な数字を目標にするということもあるんで、いいんでしょうけれども、とりあえず今の考えは70で進もうということですので、その辺のところは御理解いただきたいというふうに思います。

ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ。

○12番 これもまた今さらなんですけど、3ページの一番上の行で認定農業者の数書いてあって、今からまた高齢化も進んでくるだろうと思うんですけど、これうちの地域の農地プランの実績化とかの話でも言ってたんですけど、土地利用型の方と施設園芸の方、結局分けて入ったほうが、実際にその地域がどれぐらいあるというのが分かりやすいかなとか思ったりして。市内全体においても、割合が本来は見たほうがいいのかと思ったので、また次回、ちょっと考えていけたらと思います。

○藤井会長 ただ、御承知のように土地利用型の認定農業者というのは限られまして、その中でも今までの私の思いですけど、今までの認定農業者への登録の仕方というのが、少しでも意欲のある方、大きな声では言えませんが、実現が到底不可能ではないかなと思うような、高齢者方も特に西浦あたりで、かなり御高齢の方で目標が達成が難しい方もどんどん入れた時期がありまして、そういう方を拾い出して、その数字を云々いうても、ここでもまたあんまり意味がないんでね。だから、数字の洗い出しだけでなく、具体的にやっぱりどの方がどういう担い手になり得るのか、精査する必要があるんじゃないかなというふうには思うんですけど。

地元の光井委員さんとかどうですか。かなり認定農業者のひらった時期がありますから、西浦で。

○9番 今、ものすごい高齢化が進んでいますね。実際、無理ですね。

多い人は86ぐらいの人もいらっしゃるし、特に若い人はほぼ、下のほうはちょっと言わんですけど、私も年だからもうあれですけど、もうちょっと若返りを図りたいんじゃないけど、今のところなかなかこれって。

今、1人——————。あれがだいぶ引き受けて、今日も田んぼの中、通ってきたら、なにか人がようきおるから何しよるんかなと思ったら、多分ドローンをやりよるんかなと思う。

○藤井会長 ドローン、買われましたもんね。

○9番 なんかポールみたいなのがあるんですよね。あれに人がようきおるから、多分ドローンの話を講習会で言いよったら、多分あれやろうって、特に西浦も————がおるだけで、ほかはちょっと若いのでそこ入ってやってくれるっていうのはおらんですね。ミカンは————が盛んにやってくれるけど。

どこの地区もそうやろうと思うけど、特に西浦は高齢化が進んでおるところですね。悲しいですけど、なかなか若い人が、さっきも言うけど入ってきてもらえないという、そういう状況です、西浦は。

○藤井会長 西浦はその方たちが長い間担い手として頑張ってきていただいた土地柄ですから。なかなか今までは難しい面もあったんですけども、現状はそういう状況ですので、この将来のことを考えるとぜひ、集落営農含めるいろんな法人を立ち上げるなどの方策をぜひ考えていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第18号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第18号、可決、承認いたします。

続きまして、報告事項が14号から21号までございます。何か御意見があれば伺いたいと思いますので、目を通していただければと思います。

何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で議案審議は閉じたいと思います。

午後4時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 3月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員